

21日獣発第186号  
平成21年10月29日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その3）

このことについて、平成21年10月21日付け21消安第8322号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者への周知をお願いします。

なお、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起（その2）」については、すでに平成21年5月18日付け21消安第1723号による農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知を受け、同日付け21日獣発第60号により貴会の産業動物診療獣医師などの関係者への周知をお願いしたところですが、今般の通知の主旨は、大阪府の養豚農場で飼養する豚において、新型インフルエンザ（H1N1亜型）の感染症が確認されたことを踏まえ、本疾病の豚への感染防止に万全を期すため、当面、①農場管理者は、同疾病の症状を呈している全ての者の農場への立入りを禁止するとともに、人、車両の立入等の記録を作成し、保存すること、②農場の従事者等は、農場の立入りに際し、日常の手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること、③獣医師が同疾病の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防護措置を講ずるとともに、他の養豚農場を訪れる際は器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した農場に関する記録を作成し、保存することについて都道府県畜産主務部長あて、関係者に対する再徹底の指導を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第8322号  
平成21年10月21日

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (その3)

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願ひします。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願ひします。



都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その3）

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、これまで、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その2）」（平成21年5月18日付け21消安第1723号消費・安全局動物衛生課長通知）により、養豚農場に対する立入り制限等の飼養衛生管理の徹底をお願いしているところです。本日、大阪府の養豚農場で飼養する豚において、新型インフルエンザウイルス（H1N1亜型）の感染が確認されたことを踏まえ、本疾病の豚への感染防止に万全を期すため、当面、下記の事項を関係者に再徹底するよう指導をお願いします。

記

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様症状を呈している全ての者（従業員、家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）を厳に農場へ立入らせないようにするとともに、人、車両の立入等に関する記録を作成し、保存すること。
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること。
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した農場に関する記録を作成し、保存すること。